



《トラブル事例》

「モデルタレント募集・オーディション受付中」の広告を見て、応募したら、オーディションの連絡があった。指定された日時に会場に行くと、すぐに「合格」を告げられ、ダンスレッスンの契約とプロモーションビデオ制作の契約にサインをするよう求められた。あまりに高額だったので、断ろうとしたが、「その素質を埋もれさせるのはもったいない」と説得されてしまった。

相談員からのアドバイス

→オーディション会場ではじめてダンスレッスンとプロモーションビデオの作成の勧誘を受けています。これは販売目的を告げられずに呼び出されているので特定商取引法の「訪問販売」に該当します。

→法定書面を受領してから8日以内であればクーリング・オフができます。また、事業者の側に不実告知又は威拍行為があり、消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかったときは、クーリング・オフ期限が延長されます。

→勧誘に際して事業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った契約の申込や承諾の意思表示は、取消ができます。

→業者はモデルやタレントに憧れる気持ちに付け込んで甘い言葉をかけてきますが、金銭の負担を求められる場合は要注意です。その場での契約は避け、家族に相談するなどして冷静に判断しましょう。



(消費者庁イラスト集より)